

米穀需給の見通し

今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定。

備蓄運営

【政府備蓄米の加工原材料向け販売】

【前回(5月28日)】

備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

なお、加工原材料用販売^(注)については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及びミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降の入札により行うものとする。

(注)従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。

【今回(7月30日)】

備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

なお、加工原材料用販売^(注)については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及びミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降に行うものとする。

(注)従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。

【備蓄の運営】

【前回(5月28日)】

令和6/7年の備蓄運営

令和6年産米の備蓄米としての買入契約数量は17万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度(6月末)であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、9万トンから17万トンまでの範囲内で非主食用に販売することとします。

【今回(7月30日)】

令和7/8年の備蓄運営

令和7年産米の備蓄米としての買入れは、需給状況にかんがみ、当面中止するとともに、買戻し条件付き売渡しに係る買戻しについては、行っていませんが、需給環境が大きく変化し、買入れ又は買戻しの環境が整った場合には、備蓄水準の回復に向けて計画的に行うこととします。

また、備蓄量については、現在行っている主食用としての備蓄米の売渡予定数量(81万トン)及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量(7.5万トン)を全て売り渡した場合、7.5万トンとなります。

こうした状況を踏まえた令和7/8年の備蓄運営については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。